

# 広報 あいづばんげ

# 1

2016 No.617

## CONTENTS ～今月の内容～

表紙「坂下南幼稚園 餅つき会」

- |                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| 2 新年のごあいさつ               | 12 食育だより             |
| 3 会津坂下町議会議員一般選挙          | 13 図書室だより            |
| 4 申告相談が始まります             | 14 まちの話題             |
| 6 マイナンバー制度 個人番号の利用が始まります | 18 お知らせ版インフォメーション    |
| 8 会津坂下町におけるむし歯予防の取り組み    | 22 健康づくり・すこやか        |
| 10 介護職員初任者研修受講料の一部を補助します | 23 1月の保健ガイド・戸籍の窓口    |
| 11 町史編さんだより              | 24 古賀稔彦先生による講演・実技講習会 |

### AR マークで動画配信中！

ARのある写真にスマートフォン等をかざすと関連した動画が視聴できます。  
ダウンロードおよび視聴方法はQRコードまたは、町ホームページで「AR」と検索！ QRコード



# 「地方創生」

## ～夢が持てるまちづくり～

会津坂下町長

齋藤文英



明けましておめでとうございます。輝かしい年の初めに当たり、町民のみなさまのご多幸を心より御祈り申し上げます。

昨年を振り返りますと、国民生活に影響するであろうさまざまな変化がありました。経済の分野では、TPPが大筋合意したことで、今後、関税の撤廃などにより安い農作物の輸入が加速され、農業に大きなダメージを与えることが懸念されます。また、マイナンバー制度がスタートし、税や社会保障など行政手続きの簡素化・効率化が期待されますが、これまで以上に個人情報保護の適正な管理に努めていかなければなりません。さらに、公職選挙法の改正により、この夏の参院選からは選挙権が満18歳からとなります。若者が政治や行政に関心を持ち、地域づくりに積極的に参画していただくことを期待しています。

県内では、国内最大級の「ふくしまディスプレイネーションキャンペーン」が開催され、多くの観光客をお迎えしました。町でも、馬刺しや冷やしラーメン、地酒、味噌・醤油など食を中心としたおもてなしを展開いたしました。一方で、原発事故から5年目となりますが、風評被害は払拭されたとはいえない状態が続いており、風化させないための継続した対応が必要です。

町の取り組みでは、年末に坂下南幼稚園が完成し、新しい園舎での生活が始まりました。元気にのびのびと活動できるよう期待しています。これにより教育施設適正配置がほぼ終了しまし

たが、今後ますます地域との関わりや世代間の交流を充実させ、地域社会全体で子育てを支える取り組みを推進していきます。広瀬コミュニティセンターについては、旧広瀬小学校の改修工事が完了し、今月より移転・開所いたしました。また、気多宮交流センターが昨年度の坂下東幼稚園に続いて県建築文化賞を受賞いたしました。地域の拠点・交流の場として、さらに活用していただきたいと思います。

開業一周年を迎えた「道の駅あいづ湯川会津坂下」は、年間来客数が100万人に達し、地元農産・物産の販売促進や、観光情報の発信の強化など、「会津坂下町の魅力」をPRし、町内の商店街や観光施設に誘導するような取り組みにより、地域経済の活性化につなげてまいります。

さて、町では人口減少への対応と、現在会津坂下町に住んでいる方が、町への愛着や日常の幸せを感じることを基本に、安心して住みやすい会津坂下町を目指すために「会津坂下町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」を策定しました。これは、国の総合戦略の基本的な考え方に基つき、人口減少・少子高齢化社会に町が取り組むべき施策を明らかにしたものです。重点的に取り組んでいく「しごとづくり」「人の流れ」「結婚・出産・子育て」「まちづくり」について、振興計画後期計画を基本としながら、これからの施策を進めてまいります。町の人口を一定程度維持していくことは、大変厳しい課題であります。あたたかい絆

で結ばれた、人口が減少しても疲弊しない持続可能な「まち」をつくり、将来に向かって、夢が持てる会津坂下町を創生します。

また、本年中には、親子の交流や子育てに関する情報提供、相談等を目的とした「子育てふれあい交流センター」を旧金上小学校に開所いたします。会津坂下町のすべての子育て家庭が、「安心感」「充実感」「子育ての楽しさ」を得られ、子どもたちが家族や地域の愛情に包まれながら、健全に成長できるよう子どもたちや家庭を支援してまいります。

昨年は町政施行60周年の区切りを迎え、61年目の新たなスタートの年として、未来を担う子どもたちがこの町に生まれてよかった、すべての町民が住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいります。

今後とも町政推進にみなさまのご支援とご協力を賜

# 会津坂下町議会議員一般選挙 の日程が決定しました



本年3月31日に任期満了となります会津坂下町議会議員一般選挙を下記日程により行います。

会津坂下町議会議員の定数は、会津坂下町議会議員定数条例により、16人です。

**告示日**      **3月22日（火）**  
**投票日**      **3月27日（日）**

## 1 立候補者説明会

会津坂下町議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を下記のとおり開催します。立候補予定者または関係者の方は必ず出席してください。

なお、会場の都合上、2名以内でお願いします。

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 日 時 | 2月12日（金）午後1時30分より   |
| 場 所 | 会津坂下町役場 3階 大会議室     |
| 内 容 | 立候補届の記載要領、選挙運動などの説明 |

## 2 候補者の資格

今回の選挙の場合、候補者の資格となる被選挙権を有するには以下の3つの条件が必要になります。

- ① 日本国民であること。
- ② 年齢満25年以上であること。
- ③ 本町に住民登録をしてから引き続き3ヵ月以上住んでいること。

ただし、被選挙権が停止している方や現職の公務員のまま立候補することはできないなどの制限もあります。

不明な点は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 選挙管理委員会事務局 ☎ 84-1503

# 【平成28年度（平成27年分） 確定申告】

## 申告の準備はお早めに！ ～2月9日（火）から受付開始～

申告相談は 2月9日（火）から各地区コミュニティセンター・中央公民館で行います。

申告期限間際になると、申告会場は大変混雑します。申告の準備は早めをお願いします。

確定申告は、前年一年間の所得を申告していただくもので、所得税額を確定させることはもちろんですが、町県民税や国民健康保険税、介護保険料などの課税基礎となる大切なものです。

### 申告時に必要なもの

- ◎申告書（税務署から送付された方はご持参ください）
- ◎通帳用印鑑及び通帳
- ◎所得金額を証明する書類（源泉徴収票（コピー不可）、収支計算書等）
- ◎公的年金保険料の領収書又は支払額が確認できるもの
- ◎医療費等控除用の領収書（医療費控除をする方は必ず受診者ごとに領収書を整理し計算してきてください）
- ◎本人、または、扶養する方が障がい者の認定を受けている場合は、「障害者手帳」
- ◎本人、または、扶養する方が要介護認定1～5を受けている場合は、役場交付の「障害者控除対象者認定書」
- ◎その他、申告内容に応じて必要な書類（各種保険料控除用の支払証明書等）

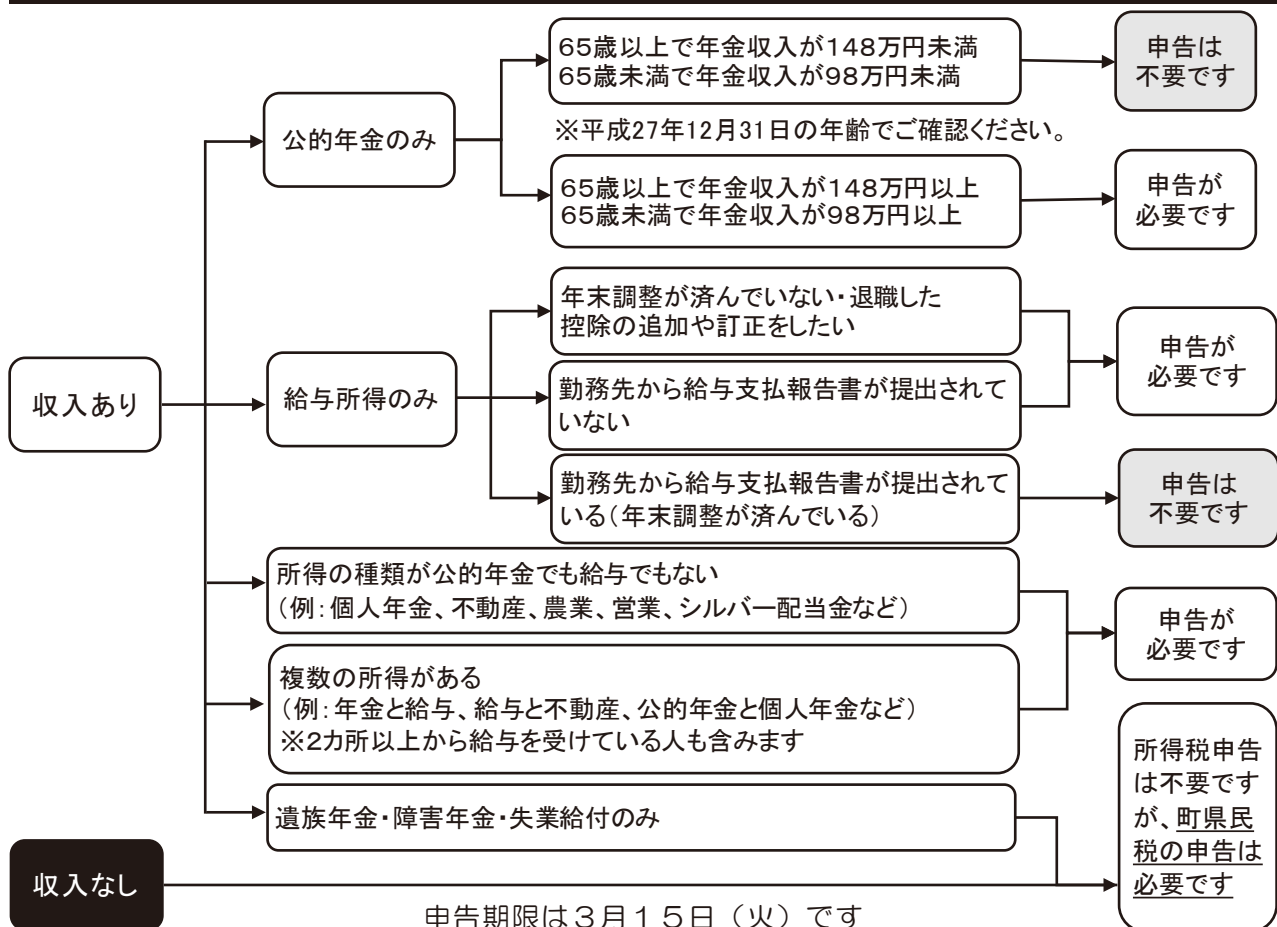
### ＜記帳された帳簿＞

申告相談時に記帳簿（収支内訳書）が記載されていない場合は、計算してから再度提出していただく場合もあります。



### 申告が必要な人 ～チェックしてみましょう～

Q：平成27年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？



申告期限は3月15日（火）です

### ★ ご注意ください ★

未申告の方の場合、所得証明等の発行や、保育料・児童扶養手当・国民健康保険税等の算定で不利益を受けることがありますので必ず申告をお願いします。

### 【問い合わせ先】

総務課 税務管理班（1階右側⑥窓口） ☎ 84-1502 会津若松税務署 ☎ 27-4311

## 平成28年度（平成27年分） 確定申告相談日程表

【受付時間】 午前の部：午前8時30分～11時30分 午後の部：午後1時～3時30分

| 月  | 日  | 曜日 | 申告相談会場       | 午前の部        | 午後の部       |
|----|----|----|--------------|-------------|------------|
| 2月 | 9  | 火  | 高寺コミュニティセンター | 片門・洲走       | 窪倉・舟渡      |
|    | 10 | 水  |              | 窪・赤城新田・杉山   | 天屋・本名      |
|    | 11 | 木  |              | 休 日         |            |
|    | 12 | 金  | 八幡コミュニティセンター | 塔寺          | 塔寺         |
|    | 13 | 土  |              | 休 日         |            |
|    | 14 | 日  |              | 休 日         |            |
|    | 15 | 月  | 八幡コミュニティセンター | 気多宮・大沢・平井   | 塔寺二区・朝立・和泉 |
|    | 16 | 火  | 川西コミュニティセンター | 見明・津尻       | 宇内         |
|    | 17 | 水  |              | 長井          | 大上・袋原      |
|    | 18 | 木  | 広瀬コミュニティセンター | 立川・御池田      | 青木         |
|    | 19 | 金  |              | 三谷・下政所      | 青津         |
|    | 20 | 土  |              | 休 日         |            |
|    | 21 | 日  |              | 休 日         |            |
|    | 22 | 月  | 広瀬コミュニティセンター | 五香・西青津      | 沼越         |
|    | 23 | 火  | 若宮コミュニティセンター | 勝方・大村       | 矢ノ目・上金沢    |
|    | 24 | 水  |              | 牛沢          | 牛沢・蛭川      |
|    | 25 | 木  | 金上コミュニティセンター | 樋渡・水島・大江・沖  | 金沢・上新田・中新田 |
|    | 26 | 金  |              | 福原・新開津      | 東原・新村      |
|    | 27 | 土  |              | 休 日         |            |
|    | 28 | 日  |              | 休 日         |            |
|    | 29 | 月  | 金上コミュニティセンター | 金上・樋口分・太田谷地 | 中開津・上開津    |
| 3月 | 1  | 火  | 中央公民館        | 村田・村田新田・履形  | 海老沢・細工名    |
|    | 2  | 水  |              | 緑町・杉・船窪     | 中政所・和泉川原   |
|    | 3  | 木  |              | 諏訪町         | 中村・原・羽林    |
|    | 4  | 金  |              | 上町・小原       | 新館・八日沢     |
|    | 5  | 土  |              | 地区指定なし      | 地区指定なし     |
|    | 6  | 日  |              | 休 日         |            |
|    | 7  | 月  | 中央公民館        | 古坂下         | 古坂下        |
|    | 8  | 火  |              | 桜木町         | 新栄町        |
|    | 9  | 水  |              | 新富町         | 茶屋町        |
|    | 10 | 木  |              | 新町          | 新町         |
|    | 11 | 金  |              | 橋本・本町・鉄砲町   | 仲町・柳町      |
|    | 12 | 土  |              | 休 日         |            |
|    | 13 | 日  |              | 休 日         |            |
|    | 14 | 月  | 中央公民館        | 地区指定なし      | 地区指定なし     |
|    | 15 | 火  |              |             |            |

### お知らせ

- ・申告相談期間中は各会場へ出張しているため、町役場税務窓口での申告相談は行いません。ご注意ください。
- ・対象地区を日時により指定しています。極力指定された日

# 利用が始まります!!



マイナちゃん

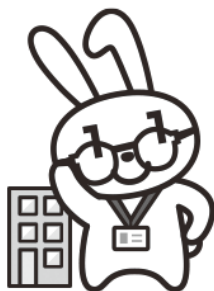
## マイナンバーの取り扱いの注意点は？

マイナンバー制度では、行政機関だけでなく、民間事業者にもマイナンバーの適正な取り扱いが求められます。法律で定められた範囲外での利用は禁止されていますのでご注意ください。

| 事業所のマイナンバーの取り扱い            |                                                      |
|----------------------------|------------------------------------------------------|
| ◎利用範囲                      | 法律で規定された社会保障、税および災害対策に関する事務に限定されます。                  |
| ◎提供の要求                     | 社会保障および税に関する書類作成の事務に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。 |
| ◎提供の要求・特定個人情報<br>の提供や収集の制限 | 法律で明記された場合を除き、提供の要求、提供、収集をしてはいけません。                  |

## マイナンバーの安全管理のために必要なことは？

マイナンバーは、個人情報保護のために、その管理にあたっては安全管理措置などが義務付けられています。



### 1. 委託先・再委託先にも監督が必要です。

社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部または一部を委託するものは、委託先においても安全管理措置が講じられるよう必要かつ適切な監督をしなければなりません。

### 2. 適切な安全管理措置を組織としての対応が必要です。

事業者は、マイナンバーの漏えい、滅失またはき損の防止その他の適切な管理に必要な安全管理措置を講じなければなりません。

### 3. マイナンバーの保管（廃棄）にも制限があります。

法律に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはいけません。また必要がなくなった場合は、できるだけ速やかに廃棄または削除しなければなりません。

## このような電話や手紙、訪問にはご注意ください



○マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、

・国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。

・ATMの操作をお願いすることも一切ありません。

○電話、メール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さなどを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分注意してください。

○「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。

▼10月からマイナンバーが通知されることに関連して、「口座番号を教えてください」「個人情報を調査する」などといった不審な電話などに関する相談が数多く寄せられています。マイナンバー制度に便乗した不審な電話はすぐに切り、来訪があっても断ってください。

※少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活センター（消費者ホットライン188）や警察等に相談してください。



## ◇マイナンバー総合フリーダイヤル◇ ☎ 0120-95-0178(無料)

通知カードや個人番号に関することや、その他マイナンバー制度に関する問い合わせ

平日午前9時30分～午後10時、土日祝午前9時30分～午後5時30分（年末年始12/29～1/3除く）

【問い合わせ先】 生活課 戸籍環境班 ☎ 8 4 - 1 5 0 0

# 1月より個人番号の

広報12月号では、「通知カード」が配布されてからの「個人番号カード」の交付や手続きについて説明しましたが、今回は、「個人番号及び個人番号カード」の利用について説明します。

## 🐾 どこで個人番号（マイナンバー）は使うの？ 例えば…



学生

- アルバイトの勤務先へ
- 奨学金の申請時に学校へ
- 勤労学生控除の手続き時に勤務先へ



主婦や保護者

- パート・アルバイトの勤務先へ
- 児童手当の申請時に市区町村へ
- 子どもの予防接種時に市区町村へ



会社員

- 源泉徴収票を作成時に勤務先へ
- 健康保険や雇用保険、年金の手続き時に勤務先へ
- 子どもの予防接種時に市区町村へ



高齢者

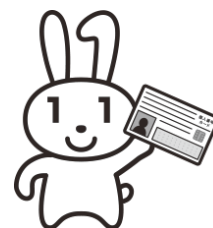
- 年金給付の手続き時に年金事務所へ
- 福祉や介護の制度利用時に市区町村へ
- 災害時の支援制度を利用する際に市区町村へ



保険加入者

- 保険金の支払いや特定口座の開設などの手続きに金融機関へ

※上記の手続きについては、あくまでも一例です。その他の手続きでも利用する場合がありますので、手続きの際の書類を確認してください。



## 🐾 事業主もマイナンバーを利用すると聞いているが、何に影響があるの？

国民一人ひとりに個人番号が割り当てられ、平成28年1月より社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まります。それに伴い民間事業者も、税や社会保険の手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

従業員やその扶養親族



民間事業者



- ・ 源泉徴収票
- ・ 支払調書
- ・ 健康（雇用）保険、厚生年金等の被保険者資格取得届

行政機関



- ・ 税務署
- ・ 市区町村
- ・ 年金事務所
- ・ 健康保険組合
- ・ ハローワークなど

マイナンバー揭示

※各種法定調書や被保険者取得届などに、個人番号を記載し行政機関などに提出します。

## 🐾 事業主の6つの導入チェックリスト

- ① □ マイナンバーを取り扱う担当者を決めましょう。
- ② □ マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。
- ③ □ マイナンバーが記載された書類は、鍵のかかる棚や引き出しに保管しましょう。
- ④ □ ウィルス対策ソフトを最新版にするなどセキュリティ対策をしましょう。
- ⑤ □ 退職や契約終了の従業員の個人番号は、確実に廃棄しましょう。
- ⑥ □ 従業員にマイナンバーの研修をしましょう。

# 会津坂下町におけるむし歯予防の取り組み フッ素塗布事業を実施して

会津坂下町では、平成23年度より、1歳から4歳までのお子さんを対象としたフッ素塗布事業を行ってきました。

この事業は、3歳6か月健診までに急激に増えるむし歯発生の対策として始まったもので、今年で5年目となります。

今年度は、事業開始以降に生まれたお子さんが4歳を迎えたため、むし歯発生率などを比較・検証できる年度となりました。

## 事業結果と評価

平成23年度から26年度までの4年間に、実人数742人、延べ2152回実施しました。

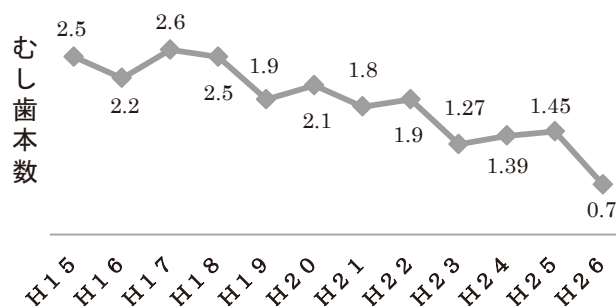
その結果、3歳6か月児の一人あたりの平均むし歯本数が1.9本から0.7本となり、過去初めて1本以下となる結果が見られました（グラフ1）。

また、フッ素塗布回数が多いほどむし歯数が少なくなる傾向が見られました（グラフ2）。



グラフ 1

3歳6か月児健診  
1人平均むし歯本数の推移



## フッ素について知ろう！

フッ素は、海藻類やお茶などの食品にも含まれ、私たちが日常的に摂取しているミネラル成分です。

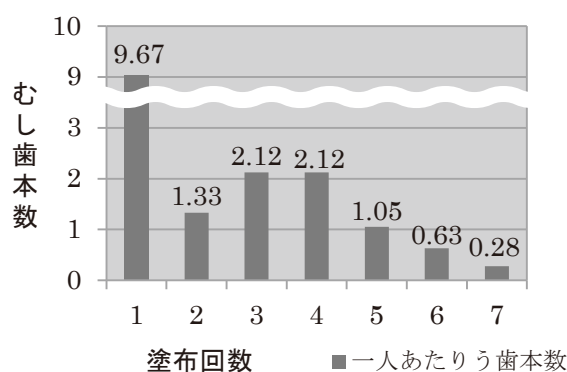
むし歯菌の活動を抑え、むし歯になりにかかった歯の表面をもとに戻すなどの働きがあり、世界各国でむし歯予防に利用されています。

## フッ素塗布の方法

歯科医師または歯科衛生士が管理した状態で直接お子さんに応用する、有効かつ安全な方法です。口の中だけで使うため、フッ素の量もわずかで安全性に問題はありません。

グラフ 2

フッ素塗布回数とむし歯本数  
(4歳到達児)



## フッ素塗布の時期

1歳から4歳までの乳幼児健診日と歯科健康相談日の計7回実施しています。ぜひ、すべての機会にご参加ください。

## ご家族・地域のみなさんへ

むし歯は3つの要因が関連して発生すると言われており、それぞれに対応することで予防ができます。

### 細菌 「大人からの感染予防」

家族もしっかりお手入れを

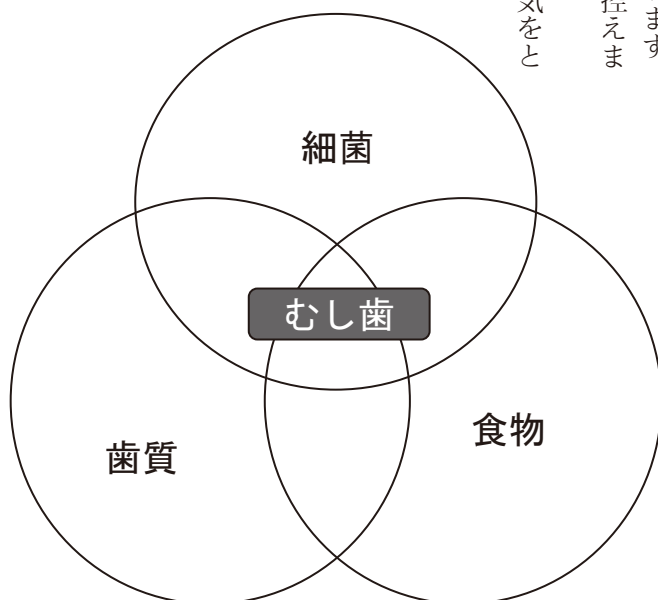
むし歯菌は生まれた時から口の中にいるわけではなく、養育者の口から感染するものと考えられています。口移しで食べ物をあげるのは控えましょう。

しかし、むし歯菌ばかりに気をとられて、箸やスプーンをいちいち持ち替えていてはせっかくの楽しい食卓が台無しです。そんな心配をしなくていいように、家族のお口の環境を整える必要があります。むし歯のある方は早期に治療する、歯みがきをきちんとするなどしていきましょう。



### 食物 「適切な食習慣」

乳幼児期は味覚を形成する時期、早くから甘い味に慣れないように、生後6か月ごろまでの授乳期は母乳やミルクのみ、離乳食が始まるからの飲み物はお茶や水にしましょう。また、おやつは時間を決めて食事の一部と考えましょう。



### 歯質 「フッ素の利用」

定期的なフッ素塗布や

歯みがき剤の利用を

効果が検証されたフッ素塗布を定期的に利用しましょう。また、フッ素配合の歯みがき剤を家庭での歯みがきに組み込むことで簡単にむし歯予防ができます。お子さんの月齢にあわせたフッ素配合の歯みがき剤の使用方法をお伝えしていきますので、ぜひ歯科健康相談においでください。

歯みがき習得はあせらずに！

子どもの歯みがき習慣の獲得は長期戦です。口唇や歯肉はとても敏感な部分なので、いきなりゴシゴシと磨かれると痛くて嫌がってしまします。ステップを踏んで、親子でスキップを楽しみながら歯みがきを進めていきましょう。

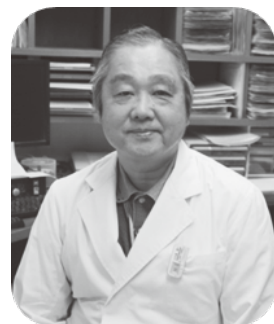


### むし歯予防は生活習慣から

歯は、食べ物を摂取するだけでなく、食べ物を噛むことによって脳細胞を活性化させたり、だ液の分泌を促して抗菌作用を高めたり、発音を助けたりなど、人の成長や体を守るための効果もあり、生きていくうえでとても大切な役割を担っています。

子どもの歯をむし歯から守って口の健康を維持増進することは、子どもの心身の健やかな育ちにつながるのです。

むし歯は細菌感染症と生活習慣病の両方の要素をもつ疾患ですから、むし歯予防の基本は規則正しい生活習慣を守ることです。生活のリズムを整え、バランスのよい食事をよく噛んで食べ、その後は口の中をきれいにします。その上で、専門家によるフッ素塗布のほか、フッ化物添加歯みがき剤の活用やフッ素洗口など、フッ素の有効な利用を取り入れていきましょう。



会津坂下町歯科校医会  
小久保 俊一 会長

# 介護職員初任者研修受講料の一部を補助します

町では、介護保険サービス事業所における雇用確保を図るため、介護職員初任者研修を修了し、町内の介護保険サービス事業所に就業した方に対し、介護職員初任者研修受講費用の一部を補助します。

## 1. 補助対象（次の要件をすべて満たす方）

- （１）介護職員初任者研修を受講し修了していること。
- （２）会津坂下町に住所を有していること。
- （３）研修修了後、同じ年度内に、町内の介護保険サービス事業所に就業または、次年度の初日（４/１）からの就業について、内定を得ていること。
- （４）町税の滞納がないこと。
- （５）他の補助金などの交付を受けていないこと。

## 2. 補助金額

介護職員初任者研修に係る受講料及び教材費を合わせた額の半額（１,０００円未満切捨て）とし、上限５０,０００円。

## 3. 申請方法

研修修了後同じ年度内に、補助要件を満たした時点で、下記の書類を生活課保険年金班高齢者支援係（窓口⑤）に直接提出してください。

- （１）介護職員初任者研修補助金交付申請書（様式第１号）

申請書は会津坂下町ホームページからダウンロードできます。

<http://www.town.aizubange.fukushima.jp>

トップページ → くらし・手続き → 保険・年金 →  
介護保険 → 介護職員初任者研修の受講就労補助について

- （２）介護員養成研修事業者（研修機関）が発行する介護職員初任者研修に係る受講料および教材費の領収書
- （３）町税の納税証明書（最新の証明書）



### 【申請・問い合わせ先】

生活課 保険年金班 高齢者支援係 （⑤窓口） ☎ ８４－１５１３

## 「餅」と「餅のこ」

この時期になると、臼と杵の音が懐かしく感じられます。今から四十年ほど前までは、町中のどの家でも年の暮れにはお正月を祝う料理として「餅」がつかれていました。餅は正月だけでなく、色々な年中行事の伝統的な食でもあり、やせうま・菱巻・凍み餅・餅干しなどがあります。なぜ、節々の行事に餅を食べていたのでしょうか？

最近では、行事に関係なく食べられますが、もともと正月の餅は「神様への供物として、また、餅には特別な力があり、食べることで活力を得ることができる」と考えられていました。それを、正月の若水に浸して干しておいたものを「力餅」といい、一年の半ばを過ぎて次の半年間の力を補充する意味で、六月一日の「ムケの朔日」に食べたといわれています。

戦時中に、兵隊にご馳走の調査をしたことがありました。全国から召集されるので、兵士の生活環境には

それぞれ違いがありましたが、異口同音に「餅」と答えたそうです。

『会津坂下町史Ⅰ民俗編』には、一月から十二月までの行事や冠婚葬祭には餅をつき、毎月のように餅を食べていたことが書かれています。ご馳走というより、こうした特別な日に食べる行事食の意味合いが強かったようです。（\*表「餅を食べる年中行事」参照）

この「餅」という漢字は糯米を蒸してついた「粘る餅」の総称ですが、室町時代までは「かちん」や「あも」とも呼ばれていたようで、今から約三百年前の江戸中期頃になって一般的に「餅」と呼ばれるようになりました。

神棚に餅を供えているところ（昭和四〇年代）  
『会津坂下町史Ⅰ 民俗編』より



また、餅にはいろいろな種類があります。白餅（糯米だけ）・色餅（混ぜ餅）・凍み餅や、食糧難の時代に粳米を粉にひいて食べた粉餅。糯米と粳米を混ぜたカイ餅に、餡をのせて食す秋の彼岸のおはぎ、春の彼岸のぼた餅も餅の一種です。

会津坂下町には、餅を食べる時に一緒に用意される汁物に「餅のこ」があります。消化を助ける大根が具材として入っていますが、出汁と短冊に切った大根だけを入れた醤油汁の場合もあれば、芋ガラと大根を入れる家もあります。津尻は大根だけ、矢ノ目は大根と油揚げ、旧町内では鰯節を入れた醤油汁など、同じ料理でも地域によって違いが見られるのが面白いところではないでしょうか。

これまでに刊行された周辺の市町村史に記載されていないことや、知らない人が多いことから、今は特定の地域や家にだけ残っている、貴重な食習俗になっているのかもしれない。

## ▼問い合わせ先

町史編さん室 ☎83-3010

## 餅を食べる年中行事

| 十二月                | 十一月                         | 十月                 | 九月                                        | 八月                  | 七月        | 六月        | 五月                | 四月 | 三月 | 二月 | 一月 |
|--------------------|-----------------------------|--------------------|-------------------------------------------|---------------------|-----------|-----------|-------------------|----|----|----|----|
| 一日（川浸し朔日）・八日（コト八日） | 九日（三九郎餅）・十五日（七五三）・二十三日（三夜様） | 一日（神送り）・九日（大黒様の縁日） | 九日（刈り上げ餅）・十九日（中の節句）・二十日（秋の彼岸）・二十九日（終いの節句） | 八日（二つ子参り）・十五日（盆の中旦） | 十五日（さなぶり） | 一日（ムケの朔日） | 五日（端午の節句）＊やせうま・草餅 |    |    |    |    |

# ばんげの**味**が育てる その72 おいしい楽しい健やかライフ



## ～食生活改善推進員メロンの会の取り組み～

会津坂下町の健康課題である高血圧症は、60歳以上の2人に1人がその危険にさらされていると言われ、放置していると生活習慣病の原因となります。食塩の摂り過ぎは高血圧を招くため、日頃から減塩に努めることが大切であり、メロンの会では様々な減塩活動を実施しています。

今年度の健康と産業と文化の祭典では、野菜の摂取による減塩と生活習慣病予防として、温野菜サラダと手作りドレッシングの提供を行いました。みなさんに大好評でした！！

手作りドレッシングは簡単に作ることができ、市販品と比較すると塩分も控えめなのでぜひご家庭で試してみてください。

火を通すと  
「かさ」が減り、  
食べやすくなります！



みなさん知っていますか？

野菜の摂取がなぜ減塩になるの？ 実は・・・

野菜に含まれるカリウムは体内の余分なナトリウム（食塩）を排出してくれます！

体の中で野菜の様々な栄養素が十分に働くために1日350gの野菜を摂取しましょう。



小鉢の野菜料理を1皿70gとすると、1日5皿食べることで350gになります。

野菜を使ったおかずを1日5皿食べることを目標に、いろいろな食材を組み合わせましょう。

## 手作りドレッシング2種

☆☆1月19日 食育の日・家庭料理の日☆☆

### 《味噌ドレッシング》

#### ★材料

- ・味噌 大さじ2
- ・オリーブオイル 大さじ2
- ・酢 大さじ2

大さじ1で食塩0.7g

### 《フレンチドレッシング》

#### ★材料

- ・塩 2g
- ・サラダ油 1/4カップ
- ・酢 1/4カップ

大さじ1で食塩0.3g

どちらも、材料  
を良く混ぜて  
出来上がり！！



## 新着本の紹介

|      | 本のタイトル                        | 著者名      | 出版社     |
|------|-------------------------------|----------|---------|
| ◇一般書 | 『1★9★3★7 (イクミナ)』              | 辺見庸／著    | 金曜日     |
| ◇一般書 | 『その症状は天気の子のせいかもしれません』         | 福永篤志／著   | 医道の日本社  |
| ◇一般書 | 『世にも奇妙な君物語』                   | 朝井リョウ／著  | 講談社     |
| ◇一般書 | 『生還者』                         | 下村敦史／著   | 講談社     |
| ◇児童書 | 『小学校学習漢字 1006 字がすべてが読める漢字童話』  | 井上憲雄／文・絵 | 本の泉社    |
| ◇児童書 | 『日本の伝統競技：柔道・剣道から綱引き・かるたまで』    | 寒川恒夫／監修  | PHP 研究所 |
| ◇児童書 | 『黒魔女さんのお正月（黒魔女さんが通る!!Part12）』 | 石崎洋司／作   | 講談社     |
| ◇絵 本 | 『ノラネコぐんだんおすし屋さん』              | 工藤ノリコ／さく | 白泉社     |

☆ほかにも新着本がたくさんありますので、ぜひ図書室へお越しください。

### おすすめの新着本

〔一般書〕

『「ポツダム宣言」を読んだことがありますか？』

山田侑平／訳・監修



安倍首相の発言で注目を浴びた「ポツダム宣言」。それはいつ、誰が何のために書いたのか。今の日本の平和を考えるためにも知るべきことです。

〔一般書〕

『ヒトでなし：金剛界の章』

京極夏彦／著 新潮社



職も失くし、妻にも捨てられた。俺はヒトでなしなんだそうだー。そう呟く男のもとに、一人また一人と破綻者が吸い寄せられる。

〔一般書〕

『人魚の眠る家』

東野圭吾／著 幻冬舎



水の事故で脳死状態になった娘を介護し続ける母親の苦悩と葛藤。「脳死」、「臓器移植」など、命の尊厳について深く考えさせられる小説です。

〔児童書〕

『参上、猿飛佐助（真田十勇士；1）』

小前亮／作 小峰書店



豊臣と徳川が最後の対決に突き進む乱世を舞台に、勇かに立ち向かう真田幸村と、付き従う十人の家臣の活躍を描いています。

### 今月のオススメ本！

“今年いちばん売れた本”を発表したトーハン調べの2015年「年間ベストセラー」は、又吉直樹著の『火花』が総合第1位でした。三島由紀夫賞の候補作となり、第153回芥川賞を受賞するなど、昨年話題の本でした。そして総合第2位は『フランス人は10着しか服をもたない』でした。

なかじまりようたろう やざわこうへい  
**中島竜太郎選手、谷澤康平選手**  
**全国障害者スポーツ大会出場**

11月10日、中島竜太郎選手（新町）と谷澤康平選手（羽林）が10月に和歌山県和歌山市で行われた「第15回全国障害者スポーツ大会 紀の国わかやま大会 陸上競技」出場の報告に町役場を訪れました。5月に郡山市で開催された「福島県障がい者総合体育大会」において優秀な成績を収めた両名は、福島県の代表として選考され、中島選手は100m・3位、200m・5位、谷澤選手は400m・6位、200m・7位と全国の舞台でも活躍されました。今後は仕事と陸上を両立させながら「5年後に開催される東京パラリンピック出場を目指してがんばりたい」と抱負を語ってくれました。



## 住民の声

町民のみなさまの町政に対するご意見・ご要望などを公聴するため「住民の声」の制度を設けています。投書箱に投函された文書のほか郵便、メール等で随時受け付けています。10月末において33件のご意見をいただきましたので、その中の一部を紹介します。



投書箱はバンビが目印です！  
 設置場所：役場本庁舎、役場南分庁舎、中央公民館

**チャレンジデーからバンビデーへ**  
 町民のみなさまの町政に対するご意見・ご要望などを公聴するため「住民の声」の制度を設けています。投書箱に投函された文書のほか郵便、メール等で随時受け付けています。10月末において33件のご意見をいただきましたので、その中の一部を紹介します。

**【問】** 平成15年からチャレンジデーに参加してきた中で、町民のみなさんにスポーツや健康づくりに対する意識が芽生えてきたと感じています。今後は、一日だけの参加率を競うイベントではなく、町独自のチャレンジデーこと「バンビデー」に名称を変え、きっかけづくりの日として年間を通した活動へ繋げて参ります。

**【答】** また、当日の参加者把握を継続して実施し、参加率の向上を図るとともに、町広報やバンビ通信に活動内容を掲載し、広く町民のみなさまにお知らせしていきます。

健康づくりの推進とスポーツへの関心を高めるため、スポーツクラブバンビと連携し、推進体制等を整備して参ります。

【回答 教育課】



**【問】 高齢者に憩いの場を**  
 昔は老人福祉センターに老人が集まり、囲碁や将棋を楽しみ、などやかな一日を過ごしていたが、今は集まる場所がなくなってしまった。町の空き家を利用してはどうか？



**【答】** 老人福祉センター解体に伴う高齢者などの生きがいづくりの場として、保健福祉センター（旧保健所）を拠点として考えておりまして、手芸や七宝焼きなどの活動もセンター内で行われております。囲碁、将棋につきましても同施設内の金銀交流サロン内の和室に道具を備え付けており、予約なしで誰もが利用できる施設として運営しておりますので、ぜひご利用いただきたいと思います。

また、町内の空き家などを活用しての憩いの場づくりという観点につきましましては、現在、空き家調査を実施しており、その状況を踏まえた利活用の検討段階において、参考にさせていただきます。

## リーフレットを幼稚園、小・中学校の保護者に配布

会津坂下町基礎学力向上推進会議（委員長・瓜生幸男坂下中学校長）では、この程、幼稚園、及び小・中学校の保護者向けリーフレット『町ぐるみで「育ち」と「学び」をつなぎ「確かな学力の向上」を目指す』を作成・配付しました。このリーフレットは、福島県教育委員会指定『ふくしまからはじめよう 学力向上のための「つなぐ教育」推進事業』の一環として、家庭と幼稚園・学校が協力しながら望ましい生活習慣・家庭学習習慣を身に付けさせ、子どもたちの「生きる力」を育むことを目的に作成されたものです。

瓜生委員長は、「ぜひ、ご家庭でも本リーフレットを参考に、大人がモデルとなりながら、お子さんと一緒に学びの基盤づくりに取り組んでいただければと思います。」と話されました。



## ばんげ保育所 食育指導“ブリの解体”

11月19日、ばんげ保育所で食育指導の一環として『ブリの解体』が行われました。

まず子どもたちは魚を海で捕ってきてくれた漁師さんに大きな声で「ありがとう」。

その後、【お魚博士】によって大きなブリが解体されていく様子を見守り、間近で見たり実際に触れたりしたあと、お魚博士や調理師さんへも「ありがとう」を伝えました。

給食の時間、子どもたちは「かわいそうだったけれど、食べたらとてもおいしかった。」と、ブリの照り焼きを残さず食べていました。

## 税についての作文コンクール

11月24日、坂下中学校の校長室で、中学生の「税についての作文」入賞者への賞状伝達式がありました。この作文コンクールは、全国納税貯蓄連合会および国税庁によって子どもたちの租税教育の推進の一環として行われており、全国では616062編、福島県では4785編の作品が応募されました。

今年の受賞者は4名で、そのうち2年生の風間賢周くんが東北地区連会長賞、3年生の遠藤奈々さん、佐々木つづるさん、須佐遥さんが地区連優秀賞を受賞しました。



## イルミネーション点灯式が行われました

12月7日、坂下地区地域づくり協議会により、町民体育館前においてイルミネーションの点灯式が行われました。

星を頂点として広がるきれいな青い光と、金色で描かれた「絆」の文字が暗闇にぱっと浮かぶと、見守っていた人たちからは拍手と歓声が起こり、道行く人々も足をとめて見入っている様子でした。

点灯式終了後にはお汁粉が振る舞われ、身も心も温まる時間となりました。

このイルミネーションは、1月末まで点灯される予定です。





### いしわたちから 石綿力さん 福俵寄贈

12月9日、町長室において福俵の贈呈式が行われ、三ツ重福俵が三役に手渡されました。制作者の石綿力さんは、当町の初市・奇祭大俵引きの際にまかれる福豆俵の制作に携わり55年、町へ三ツ重の福俵を寄贈された奥様の石綿美和子さんが記念として来庁されました。今回寄贈された三ツ重福俵は、町役場玄関に飾られていますので、初市の福豆俵まきへのご参加と合わせて、ぜひご覧ください。

### 坂下南幼稚園 餅つき会

12月3日、坂下南幼稚園で餅つき会が行われました。はちまきを締め、体育館に集まった園児は、メロンの会の方からお餅はどうやってできるかなどお餅についてのお話を聞き、お餅になる前のもち米をふかした「おふかし」を食べました。普段のご飯とは違った食感や味に「おいしい!」「もっと食べたい!」といった声が上ががり、あんまり食べるとお餅が食べられなくなるよと先生にだめられる場面もありました。「お餅をつきましょべったんこ」とお餅の歌を全員で歌ったあとは、



いよいよ餅つきが始まりました。助っ人として駆け付けた保護者の方がお手本を見せ、園児たちは二人一組になって大きな杵に苦勞しつつ一生懸命お餅をつきました。お友達の様子を見守っていた周りの園児からは、「頑張れ!頑張れ!」と応援の声があがり、餅つき会の最後には、年長組代表の園児5名が、お世話になったメロンの会の方に一人ずつお礼を言いました。餅つき会終了後は、各教室に戻り、ついたお餅を汁餅ときなこ餅にしておいしくいただきました。



### メガソーラー契約締結式

12月15日、気多宮地区のメガソーラー設置に伴う町有地賃貸借契約締結式が行われました。メガソーラーの名称は「アンビックスソーラー会津坂下」で、三菱UFJリースが施設整備、日本国土開発が運営をし、来年10月の稼働を予定しています。現在この大規模太陽光発電事業でメガソーラーが稼働しているのは全国で4か所あり、計画中のものは坂下町を含めて3か所となっています。事業期間は20年で、年間発電量は一般家庭約803世帯分の年間電力消費量に相当し、再生可能エネルギーの生産に期待されます。



坂下南幼稚園



坂下東幼稚園

## 坂下南・坂下東幼稚園お楽しみ会

12月17日に坂下南幼稚園、18日に坂下東幼稚園でお楽しみ会が開かれました。

坂下南幼稚園では、魔法使いのマーシーによるマジックショーがあり、白い輪に色のついた布をとおすと輪がその色に変わるマジックや、バラバラだった4枚の布が一瞬で1枚になるマジックなどが披露され、次々に起こる不思議な現象に園児は身を乗り出して見入っていました。坂下東幼稚園では、先生たちによるハンドベルやクラリネット、バイ

オリンの演奏のあと、坂下東小学校の校長先生が「小学生になったら、こんなこともできるようにになりますよ」と剣玉の技を見せ、代表の園児に体験させると見ていた園児からは「自分もやりたい!」と剣玉に興味津々な様子でした。そのあとに披露されたお金を使ったマジックも大盛況のうちに終わりました。

また、両幼稚園でサンタクロースが登場し、園児の質問に答え、一人一人プレゼントを手渡すと、園児は嬉しそうに受け取っていました。

## ばんげのいいとこ、みつけた!!

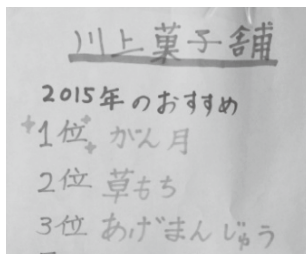
### Vol.1 まんじゅうや川上菓子舗

#### 昔ながらの伝統を大切にお菓子を作りつづけたい

素朴で懐かしいお菓子を作りつづけている「まんじゅうや川上菓子舗」2代目・川上儀市さんに「うまいもん」を伺いました。

「季節・気候で分量とか焼き加減が変わるんだよ。その見極めが一番大切だな。」とやさしそうなご主人がお菓子づくりの極意を教えてくださいました。

昔ながらの製法を今も守り続け、材料の米粉は石臼で挽いているそうです。



「小学生がお店のチラシを作ってくれるんだよ」と嬉しそう。春夏秋冬版があり、新商品の宣伝もしてありました! 小さなお客さんに脱帽!!

「手間がかかっても美味しいものを食べてもらいたいから。」ご主人はこだわり続けます。

最近ではご主人のお菓子と話を楽しみに毎日やってくる小学生も多く、夕方の賑わいは昔の駄菓子屋さんのようです。冬季限定のおすすめは「クリームとらやき」。やさしいクリームが口の中に広がります。ご主人のあたたかい人柄と甘いお菓子で心もほかほかになるはず。子どもたちも大好きなお菓子、ずっと作り続けてくださいね。



「とらやき」はきれいな焼き目を付けるのが見せどころ! 写真は人気のとら焼き・ゆべし・あげまんじゅう他

## 募集

平成28年度  
会津学生寮の入寮生募集

### 所在地

東京都文京区千石1-4-16  
(JR巣鴨駅下車徒歩15分)

### 室内設備

洋式個室(机、椅子、ベッド、  
エアコンなど)

### 寮内設備

食堂、浴室、洗面・洗濯所な  
ど

### 募集人員

8名程度

### 必要経費

○入寮金(入寮時のみ)  
70000円

### 寮費等(食費込月額)

47000円

### 電気料

毎月20000円を別に積立て  
し、年度末に使用量により精  
算

### ※食事

は、日曜・祝祭日、お盆、  
年末・年始、3月末一週間を  
除き、朝夕2食

### ▼応募資格

①現在、会津に居住、または保  
護者が会津出身であること。

### ②東京都、またはその近郊の大

学入学者(原則4年制)、また  
は2学年に進級する在学生。

### ③健康で共同生活のできる男子

### ▼応募方法

応募関係書類は会津管内県立  
高校に用意してあります。  
書類は、会津学生寮に提出し  
てください。

※入寮者選考の詳細内容などは、  
お問い合わせ願います。

### ▼提出期間

1月13日(水)～2月12日(金)

### ▼問い合わせ先

会津学生寮  
03-3947-0325  
〒112-0011  
東京都文京区千石1-4-16

### 「広報あいづばんげ」 モニター募集

よりみなさんに読んでいただ  
ける広報誌を作成するために、  
広く町民のみなさんの意見をお  
聞きたく「広報あいづばんげ」  
のモニターを募集します。普段  
「広報あいづばんげ」を読んで  
いて気づいたこと、改善してほ  
しいことなどありましたらお気軽  
にご応募ください。

### ▼対象

町内在住の10代以上の男女  
10名程度

### ▼内容

広報を呼んでアンケートを記  
入し、郵送で提出。

</

## 暮らし

### 県内事業所への就職を応援します！

ふくしま就職応援センターは、福島県が設置した就労支援施設です。専門の相談員によるカウンセリングを通じて就職などを支援します。お気軽にご相談ください。

ご利用の際は予約が必要です。

#### ▼開所日時

月曜日～土曜日（祝日は休み）  
午前10時～午後7時

#### ▼利用料金 無料

#### ▼問い合わせ先

ふくしま就職応援センター  
会津若松窓口  
☎27-8258

### 源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、「税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

このうち、「老齢年金」の額が108万円以上（65歳以上の方は158万円以上）の方については、所得税を源泉徴収することになっています。

平成27年中に「老齢年金」を受け取られている方全員に1月中旬から下旬にかけて源泉徴収票が日本年金機構から届きます。

源泉徴収票は、税務署で年金以外に給与収入があり確定申告をするときや源泉徴収の還付を申請する際に添付する必要があります。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票は届きません。

#### ▼問い合わせ先

会津若松年金事務所  
☎27-5321  
ねんきんダイヤル  
☎0570-051165

### 行政区事業年度の変更のお願い

現在、行政区（自治組織）との連携を密にし、市政の効率的な運営を図るために、各行政区長（区長・自治会長）を「会津坂下町駐在員」として委嘱し、様々な任務をお願いしているところでです。

各行政区では、これまでの地域行事の遂行にそって、1月から12月の期間で行政区運営をされておりますが、地方自治体の事業年度は4月に始まり、翌年の3月に終了する「年度」で実施されており、各行政区との各種事業のやり取りをより密接に行うために、役員人事の任期等におきましても、「年度」での対応が望ましいと考えております。

そのため、平成29年4月を目途に、会津坂下町駐在員の委嘱

期間を、4月から翌年3月までとさせていただきますので、各行政区の運営につきましても「年度」運営に順次移行してくだされいますよう、お願いいたします。

#### ▼問い合わせ先

総務課 行政管理班  
☎84-1503

### 農業委員会の「農業委員選挙人名簿登録申請書」について

年末の文書配付で毎年配付していましたが「農業委員選挙人名簿登録申請書」は、農業委員会に関する法律が改正されたことにより、農業委員選挙人名簿を作成しないことになったため、配付しないことになりましたのでお知らせします。

#### ▼問い合わせ先

農業委員会  
☎84-1505

## 催し・講座

大好評!!おふくろクッキングを開催します

毎年好評をいただいております、「おふくろクッキング」を開催します。託児室も設けますので、ぜひ参加しておふくろの味に挑戦し、レパートリーを増やしましょう!

おふくろクッキング①

▼日時 1月28日(木)

午前9時30分～

午後1時

▼場所 健康管理センター

▼内容 会津の郷土料理

おふくろクッキング②

▼日時 2月19日(金)

午前9時30分～

午後1時

▼場所 健康管理センター

▼内容 会津の家庭料理

○対象者は40代まで(男性大歓迎)

○参加費は1回3000円です。

○エプロン、三角巾をご持参ください。

○参加を希望される方は、1月15日までに託児の有無もあわせてお申し込みください。

▼申し込み・問い合わせ先

健康管理センター

☎83-1000

## 注意

会津坂下警察署より

飲酒運転の根絶

飲酒運転は、重大な交通事故を起こす危険性があります。お互いに声を掛け合い、みんなで飲酒運転をなくしましょう。

○「少しだから大丈夫」では通用しません。少量の飲酒でも注意力が低下し、重大事故の原因となります。

○二日酔いでの運転も飲酒運転になりますので、絶対にしてはいけません。寝たから大丈夫というわけではありません。

○飲酒する場合は、車両を持ち込まないようにしましょう。

飲酒がらみの事件事故の防止

飲酒する機会が増える時期です。「お酒を飲まない」といいたくはないに「なんて話を聞いたことありませんか。飲酒がらみの事件にあわないうう気を付けましょう。

○適量を把握して飲み過ぎに注意しましょう。

○飲み過ぎの人がいたら、家まで送り届けましょう。

家族の話し合いでなりすまし詐欺を防止しよう!

○年末年始など家族が集まった機会に、「合い言葉」を決めておく。

○留守番電話機能を活用し、電

話の相手を確認してから電話に出る。  
○なりすまし詐欺電話撃

# お知らせ版 information

|        |                                                                                         |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 注<br>意 | ○申し込みは原則、土・日・祝日を除く<br>午前8時30分～午後5時15分<br>○費用・料金等の記載のないものは無料<br>○「申込」の記載があるものは事前に申し込みが必要 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------|

| 事業名                                     | 日時                              | 開催場所<br>申込・問い合わせ先                                                          | 備考                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| すこやかキッズ                                 | 1月21日(木)<br>午前10時～<br>11時30分    | 場 健康管理センター<br>問 ☎ 83-1000                                                  | 対 2歳～幼稚園入園前の子どもと保護者<br>持 オムツ・飲み物<br>内 親子3B体操                                                                                                                                                                                      |
|                                         | 2月4日(木)<br>午前10時～<br>11時30分     |                                                                            | 対 0～2歳の子どもと保護者<br>持 オムツ・ミルク・飲み物・バスタオル<br>内 工作「おひな様を作ろう」他                                                                                                                                                                          |
| 入園前のお子さん<br>幼稚園に<br>遊びに来てね♪<br>(幼稚園開放日) | 2月1日(月)<br>午前9時30分～<br>11時30分   | 場 坂下南幼稚園<br>問 ☎ 83-2410<br>坂下東幼稚園<br>☎ 83-8590<br>それぞれの地区のお子さん<br>を受け入れます。 | 対 町内在住の未就園の子ども<br>期 今年度最後の園開放になります。<br>持 飲み物・上履き<br>※注意事項※<br>○坂下南幼稚園は新園舎で行います。<br>○ご家族の方の付き添いをお願いします。<br>○動きやすい服装でおいでください。                                                                                                       |
| わくわく☆<br>ドキドキ☆<br>楽しい広場<br>(保育所開放日)     | 2月9日(火)<br>2月10日(水)<br>午前10時～正午 | 場 ばんげ保育所<br>問 ☎ 83-3202                                                    | 対 町内在住の小学校入学前の子ども<br>持 飲み物<br>内 給食試食会<br>・子どもたちの栄養バランスを考えた美<br>味しい給食を食べてみませんか?<br>費 食事代 270円(1食)<br>申 1月20日まで事前申し込みが必要です。                                                                                                         |
| 行政書士会による<br>相談会                         | 2月4日(木)<br>午前9時30分<br>～正午       | 場 町民体育館<br>問 生活課 戸籍環境班<br>☎ 84-1500<br>坂下コミュニティセンター<br>☎ 83-0522           | 内 売買契約書、土地建物の許認可、遺言、<br>相続、離婚等の書類作成や申請手続きな<br>どの相談に応じます。                                                                                                                                                                          |
| 弁護士による<br>無料法律相談会                       | 2月12日(金)<br>午前10時～<br>午後3時      | 場 保健福祉センター<br>問 生活課 戸籍環境班<br>☎ 84-1500<br>社会福祉協議会<br>☎ 83-1368             | 内 毎日の生活の中での心配ごと、悩みごと<br>など、お気軽にご相談ください。<br>申 前日までお申し込みください。                                                                                                                                                                       |
| 坂下初市<br>奇祭大俵引き                          | 1月14日(木)<br>※日程は備考欄             | 場 町役場庁舎前<br>問 会津坂下町観光物産<br>協会<br>☎ 83-2111                                 | 内 日程<br>・午前10時～午後2時 富くじ引き換え<br>※新聞折り込みの「富くじ引き換え券」を<br>交換所にて抽選券と引き換えてください。<br>・午後0時50分～ 俵太鼓演奏披露<br>・午後1時20分～ スポーツ少年団<br>東西対抗俵引き<br>・午後2時～ 大俵引き<br>・午後2時45分～ 鏡割り・福餅つき<br>・午後3時～ 福豆俵まき<br>・午後3時20分～ 新春富くじ抽選会<br>※出店は、午前9時30分～午後7時30分 |

場＝場所 問＝問い合わせ 内＝内容 期＝期日 費＝参加費 対＝対象者 申＝申込 持＝持参品

**(株)あいづダストセンター**  
事業系一般廃棄物・粗大ごみ等  
廃棄物のことならお気軽にご相談ください

□本社／会津若松市神指町大字南四合字才ノ神 461  
□事業所／柳津町大字藤字鶴ヶ峯 4330-23

TEL 0242-36-5351  
TEL 0241-42-2890



# 国保ではこのような給付が受けられます

国民健康保険では、保険証を提示して医療機関等にかかった場合、医療費総額から窓口での支払い額を差し引いた額（窓口での一部負担金の割合が3割の場合は7割分）を医療機関等に支払っており、被保険者に対しては間接的に給付を行っている形となっています。

このほか、申請をすることで以下のような給付も受けられます。

## 《これらの給付は、国保税などによりまかなわれています》

| どんなとき？                   | 摘 要                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 申請に必要なもの                                                                                            |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全額自己負担したとき<br>(療養費の支給)   | 次のような場合は、一旦全額自己負担となりますが、その後申請をし、審査を経て決定されれば、自己負担分を除いた額が支給されます。<br>①事故や急病などでやむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき<br>②医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具を購入したとき<br>③骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき<br>④医師が必要と認めた手術などで輸血に用いた生血代（第三者に限る）<br>⑤医師が必要と認めたはり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき<br>⑥海外渡航中に医療機関にかかったとき（治療目的で渡航した場合は除く） | 「領収書」<br><br>※②、④、⑤の場合<br>「医師の同意書」<br>(もしくは意見書)<br><br>※⑥の場合<br>「診療内容明細書」<br>(外国語の場合は日本語に翻訳したものも添付) |
| 出産したとき<br>(出産育児一時金の支給)   | 被保険者が出産したときに、申請により世帯主に支給されます。妊娠12週(84日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。                                                                                                                                                                                                                         | 「母子健康手帳」「領収書」<br>※死産・流産の場合<br>「医師の証明書」<br>※直接支払制度利用の場合「合意書」                                         |
| 亡くなったとき<br>(葬祭費の支給)      | 被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人(喪主)に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                                | 「死亡証明書」                                                                                             |
| 移送の費用がかかったとき<br>(移送費の支給) | 被保険者が医師の指示により、緊急やむを得ず入院・転院する際の移送に費用がかかったとき。申請により国保が必要と認めたときは移送費が支給されます。                                                                                                                                                                                                              | 「医師の意見書」                                                                                            |

支給は、原則として口座振込です。

「保険証」「印鑑(認印で可)」「振込先の通帳」と上記の必要なものを持参し、保険年金班に申請してください。



## 戸籍の窓口

11/21 ~ 12/20届出分

### お誕生おめでとう

| 地 区 | 名 前                  | (保護者)    |
|-----|----------------------|----------|
| 五 香 | 板橋 結香 <sup>ゆいか</sup> | (隼人・志穂)  |
| 柳 町 | 四家 陽咲 <sup>ひなた</sup> | (寛功・文恵)  |
| 上開津 | 武藤 海斗 <sup>かいと</sup> | (洋忠・成香)  |
| 緑 町 | 佐藤 生都 <sup>いと</sup>  | (規啓・由香里) |
| 船 窪 | 鈴木 朝陽 <sup>あさひ</sup> | (太陽・千恵)  |
| 古坂下 | 渡辺 健太 <sup>けんた</sup> | (拓哉・香織)  |

### 哀悼の意を表します

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 牛 沢 | 角 田 信 三 | (95歳) |
| 茶屋町 | 林 出 キヨ子 | (81歳) |
| 金 上 | 齋 藤 ム メ | (94歳) |
| 束 原 | 山 田 衛   | (88歳) |
| 三 谷 | 佐々木 和 子 | (86歳) |
| 細工名 | 谷 津 久   | (89歳) |
| 窪 倉 | 椎 野 令 子 | (87歳) |
| 津 尻 | 高 畑 ミツ子 | (91歳) |
| 窪 倉 | 石 見 恵美子 | (51歳) |
| 茶屋町 | 武 藤 勲   | (79歳) |
| 新開津 | 石 田 文 江 | (85歳) |
| 新富町 | 上 野 孝 一 | (82歳) |
| 村 田 | 青 木 正 敏 | (91歳) |
| 新栄町 | 荒 明 和 彦 | (60歳) |

※ 上記については、保護者・ご親族に同意を得て掲載しています。掲載を希望されない方は「戸籍の届書」を提出する際に、担当に申し出てください。

## 1月の保健ガイド



健康管理センター ☎83-1000

1月16日(土) ~ 2月15日(金)までの情報をお知らせします。

### 乳幼児健康診査

場 所 健康管理センター  
持 参 品 母子健康手帳・乳幼児健康管理手帳  
受付時間 午後1時 ~ 1時20分

| 事 業 名          | 月 日                 | 対 象 者                           |
|----------------|---------------------|---------------------------------|
| 4 か月児          | 2月9日(火)             | 平成27年9月15日<br>~10月14日生          |
| 1歳6か月児         | 1月19日(火)            | 平成27年2・3月生                      |
| 乳幼児健康<br>・栄養相談 | 2月5日(金)             | 月齢・年齢は問いません。育児<br>についての相談を希望する方 |
| 離乳食教室          | 2月5日(金)<br>午後2時30分~ | 平成27年5月15日<br>~7月14日生           |

### 休日救急診療当番

※ 変更になる場合があります。

|          |      |          |
|----------|------|----------|
| 2月11日(木) | 菅原医院 | ☎83-2311 |
|----------|------|----------|

### 救 急 病 院

|          |          |
|----------|----------|
| 坂下厚生総合病院 | ☎83-3511 |
|----------|----------|

### 放射線量測定結果

| 【役場周辺】 |    | 【学校等における測定結果(12月3日)】 |  |  |  |
|--------|----|----------------------|--|--|--|
| 月 日    | 数値 |                      |  |  |  |

バルセロナオリンピック  
柔道金メダリスト

# 古賀稔彦先生による 講演・実技講習会



11月29日、坂下中学校体育館において、スポーツクラブバンビの選手・指導者育成事業の一環として、バルセロナオリンピック柔道金メダリストの古賀稔彦先生による講演・実技講習会が開催されました。

講習会の前半は、ケガの防止に役立つ基本的な「受身」のとり方や「打ち込みサーキット」という柔道の技である打ち込みと馬跳び、腹筋など8種類のトレーニングを交互に行うトレーニング方法の伝授がありました。後半は、古賀先生の得意とする背負い投げの披露、柔道に取り組む選手に対しての実技の指導、質問コーナーなどの時間が設けられました。

若松、喜多方、猪苗代など町外からも柔道に励むスポーツの子どもたちや柔道部の生徒が参加したほか、柔道以外のスポーツをしている生徒や一般の参加者も多く集まり、講習会の合間には古賀先生と記念撮影をしたり、サインをもらったり、実物の金メダルを見せてもらったりと拍手や歓声にあふれる貴重な時間となりました。



会津坂下町 Facebook (フェイスブック) で情報発信中

<http://www.facebook.com/town.aizubange.fukushima>



QRコード